

揮発性有機化合物(VOC)排出抑制検討会 接着小委員会資料

接着小委員会 高木委員代理 折本 忠
(日本染色協会 技術環境委員会 委員)

裾切り値、規制濃度に関する意見書

1月14日当小委員会にて、論議となりました首記事項に関し、日本染色協会会員企業の詳細データを元に各企業の意見をまとめました。
ご検討を宜しくお願い申し上げます。

1. VOC排出量と送・排風量の関係

日本染色協会会員会社からの詳細データを元に、乾燥焼付施設毎のVOC排出量と送・排風量の関係を図-1に示しました。

集計については前回のデータを精査した上で、新しい施設のデータを加え、改めて会員会社の施設の実態を詳細に表わしたものです。

この散布図の状態を確認致しますと排風能力15,000m³/hr以下の施設には50トン/年以上の排出量のものがあることが分かります。

これらの施設に付いている排風プロアは120～220m³/min.の比較的サイズの小さいプロアが使用されており、基本的に稼働率の低いマシンが多いということもヒアリングにて判明致しました。

また、これらは小企業の設備に多く見られ、VOC処理施設の設置が困難な立地の場合が多く、VOCの削減対策として溶剤比率の低い原材料や水性塗料への転換を主体に考えている施設です。

この点を勘案し、**裾切り値は15,000m³/hrとすることを要望**致します。

この裾切り値により、法規制をはずれる施設については前述の様な材料転換を基本に対策をとり、自主規制による排出削減を実施する計画です。(中小企業対策)

2. 濃度規制値について

染色協会会員企業のVOC排出濃度測定結果を散布図に示したのが**図-2の処理前**のデータになります。(一部、溶剤毎の係数にて計算したデータもあります)

このデータを元に各排出ガスを**95%処理したと仮定したものが処理後想定**のデータです。

高濃度の施設については設備の処理能力にもよりますが2000ppmCを越えることも想定されます。(溶剤組成にもよりますがDMF,TOL,MEK主体の混合溶剤では95%程度の処理能力を想定するのが妥当との設計エンジニアの意見でした。)

処理施設の性能を考慮に入れ、**排出基準値を2,000ppmC程度にご配慮頂きたいと考えますが、最低でも1,800ppmCでの設定**をお願い申し上げます。

3. 規制除外施設の要望

第2回小委員会のプレゼンテーションにて施設のご紹介を申し上げました際に乾式プロセスと湿式プロセスがあることを提示致しましたが、**湿式プロセスの施設においては、当規制の対象外**となるようにご配慮をお願い致します。

これらの施設では水溶性の溶剤・DMFなどを水中にて溶解させ、排水処理施設にて微生物処理を行なって除去したり、溶剤回収設備により回収する場合がありますが大気中に放出されることはほとんどありません。この湿式プロセスの後段に位置する乾燥設備は溶剤を置換した水分乾燥のために用いられるものであり、通常の水洗機の乾燥機と変わらぬ施設であるため、規制除外でのご配慮をお願い申し上げます。

4. 経過措置の要望

法施行までの猶予期間:全処理施設の導入及び稼働までの期間を考慮し2～3年として頂きたい。

施設導入企業には免税措置、補助金制度などを考慮頂きたい。(中小企業対策を含む)

以上

図-1 VOC年間排出量と送・排風能力

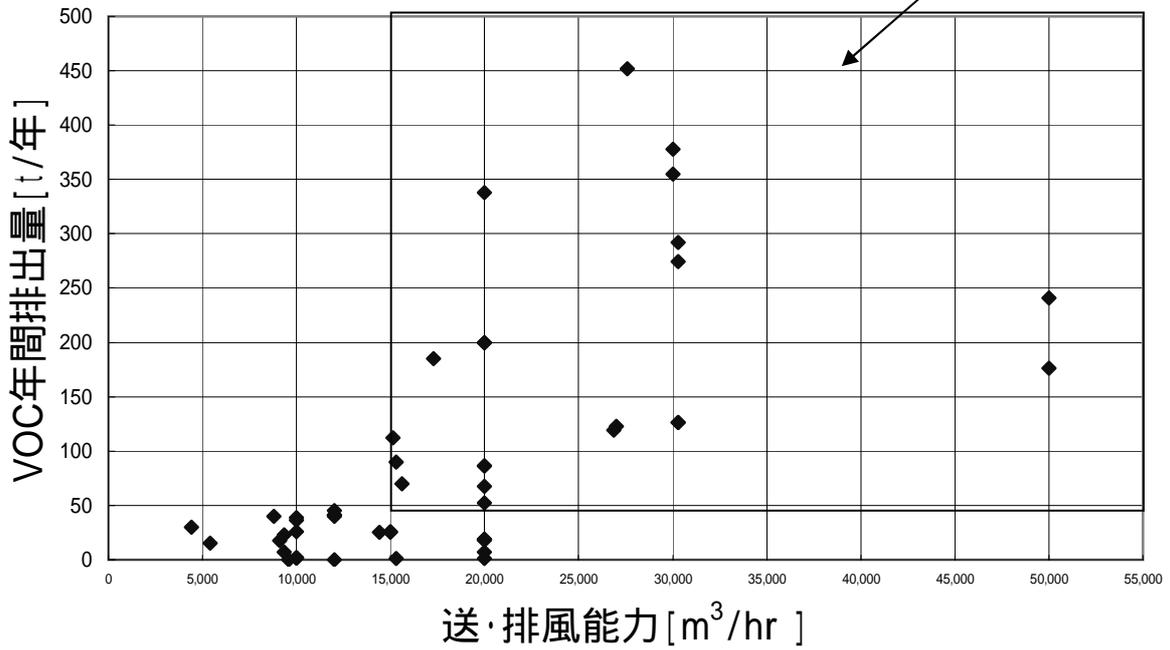
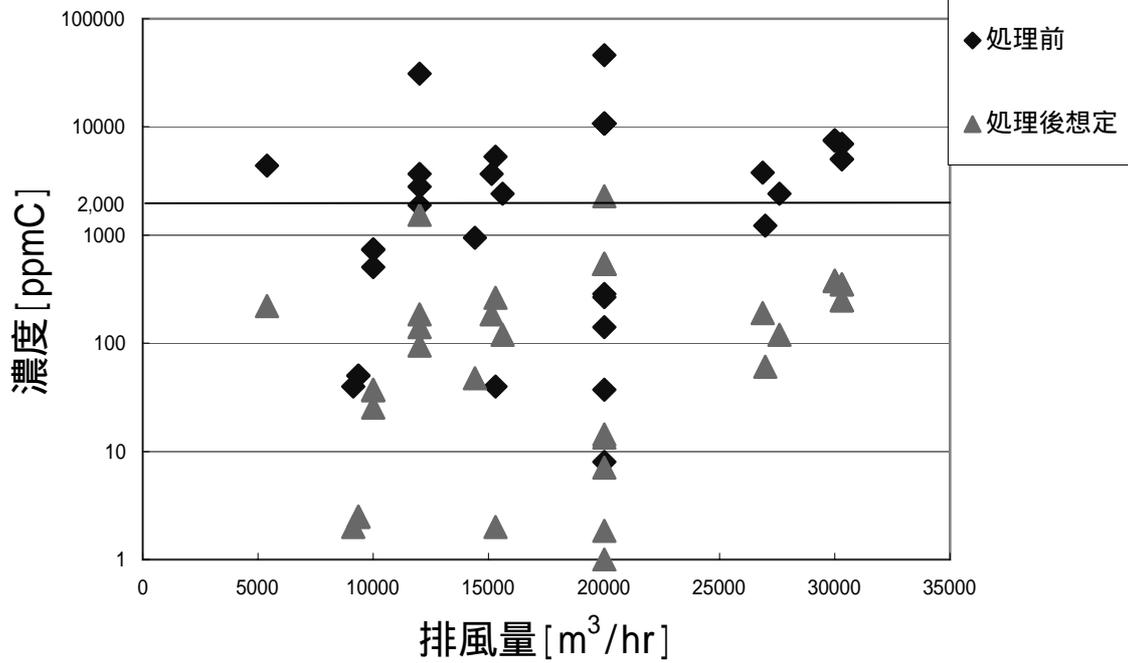


図-2 裾切り指標と濃度の関係



日本染色協会会員企業の平均VOC排出量(トン/1施設・年)

排風能力 m^3/hr	< 5000	< 10000	< 15000	< 20000	< 25000	< 30000	30000	合計
施設数	1	6	13	7	13	3	8	51
平均VOC排出量	30	17	23	72.7	85.6	231	246	92.4